

お知らせ  
4月1日から役場の組織が変わります。

「債権管理課」の新設

これまでの町民課の徴収係を独立させ、他の所属の主管に属する公債権と私債権の一部を一元化し、債権管理に係る業務の効率化や生活再建型滞納整理を推進することを目的として債権管理課を新設します。

「債権管理課」の主な業務

町税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・幼稚園授業料・保育所保育料・校庭開放児童会育成費・給食費・町営住宅使用料・下水道受益者負担金の徴収

■連絡先

本庁舎2階

☎893-1118

「危機管理室」の新設

地震など大規模災害に備えた防災・減災対策や自主防災活動など地域防災力の向上に一層取り組み、住民の生命に直結する危機管理体制の強化を図ることを目的として総務課内に危機管理室を新設します。

「危機管理室」の主な業務

消防・防災・交通安全・自衛官及び自衛官候補生の募

集・国民保護

■連絡先

本庁舎3階

☎893-1113

お知らせ

固定資産税課税台帳の縦覧について

納税者が所有する土地・家屋の評価額を、町内の他の土地・家屋と比較し、適正であることを確認することができます。

▼縦覧期間

4月1日(月)～5月7日(火)

(土、日、祝日を除く8時30分～17時15分)

▼縦覧できる方

納税者、納税管理人及び代理権を有する代理人

※土地・家屋を所有しているも固定資産税が課税されていない方は、縦覧資格がありません。なお、自己の土地・家屋の価額と他の土地・家屋の価額を比較する目的以外は、縦覧できません。

▼縦覧場所

町民課

各総合支所住民福祉課

▼記載事項

土地：所在、地番、地目、地積、価額  
家屋：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価額

▼縦覧手数料

無料

▼縦覧に必要なもの

納税通知書又は課税明細書。これらの書類がない場合は、印鑑(法人の場合は会社印又は代表者印)、運転免許証、保険証など本人を確認できるもの。なお、代理人の場合は、このほかに委任状が必要です。

お知らせ

固定資産税課税台帳の閲覧について

納税義務者が所有する固定資産について、課税台帳に記載された事項を確認できる制度です。

納税通知書発送時に同封する課税明細書により、ご自分の資産に対する課税内容を確認できますが、固定資産課税台帳の閲覧や固定資産課税台帳に記載された事項の証明の交付を受けることによっても確認することができます。

この閲覧制度については、

借地人・借家人などの賃借権などを有する方も対象ですが、借地人などである方についてはその賃借権などを有する土地について、借家人などである方についてはその賃借権などを有する家屋及びその敷地である土地についてのみ、閲覧又は証明の交付を受けることができます。

▼閲覧期間

随時

(土、日、祝日を除く8時30分～17時15分)

▼閲覧できる方

納税義務者、納税管理人及び代理権を有する代理人、借地人・借家人など

▼閲覧場所

町民課

各総合支所住民福祉課

▼記載事項

土地：所有者の氏名、所在地番、地目、地積、価額など  
家屋：所有者の氏名、所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価額など

▼閲覧手数料

300円

(ただし、納税義務者については縦覧期間中無料です。)

▼閲覧に必要なもの

納税通知書又は課税明細書。これらの書類がない場合は、印鑑、運転免許証、保険証など本人を確認できるもの。なお、代理人の場合は、このほかに委任状が必要です。

※借地人・借家人などについては、別途賃貸借契約書・領収書などの書類が必要です。

お知らせ

生活保護法の規定による生活扶助を受けている方の固定資産税減免申請について

生活扶助を受けている方で減免申請をされる方は、4月26日(金)までに減免申請書を町民課、各総合支所住民福祉課に提出してください。なお、先に納税された場合は減免の対象になりません。

■問い合わせ

町民課

☎893-1117

吾北総合支所住民福祉課

☎867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎869-2112